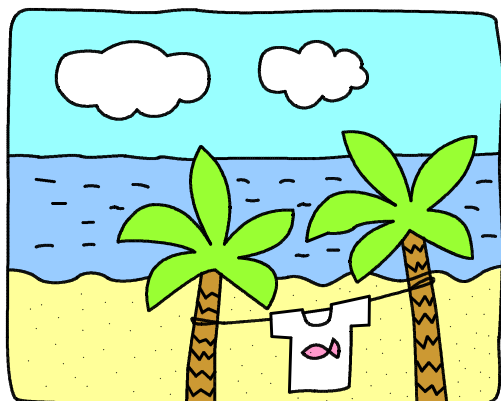




初任者研修資料

休 暇 ・ 義 務 免



下北学校事務研究会

1. 学校職員の特別休暇【人事委員会規則一三一八(職員の勤務時間、休日及び休暇)第12条】

休暇の名称	休 暇 の 内 容	休 暇 の 期 間	取得単位	表示	参 考
選 挙 等 休 暇 (1 号)	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間		特選 ⑤	・「選挙権その他公民としての権利」とは…公職選挙法に規定する選挙権の他、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等をいう。 ・裁判所訴訟権は公民としての権利ではない。
裁判員等休暇 (2 号)	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間		特証 ⑤人	・自分が当事者でない場合、司法関係への出頭はほぼ認められる。 ・民事・刑事の原告となった場合は認められない。
骨髄移植休暇 (3 号)	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者として、その登録の申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合	必要と認められる期間	1 日, 半日 1 時間	特骨 ⑤髄	・配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に提供する場合に限る。
ボランティア 休 暇 (4 号)	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合 ア 相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 身障害者療護施設、特別養護老人ホーム等主として身体上、精神上の障害がある者又は負傷、疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって、人事委員会が定めるものにおける活動 ウ ア、イの他、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 エ 国、地方公共団体又は公共的団体が行う活動で、人事委員会が定める活動	一の年（1月1日～12月31日）において7日の範囲内の期間 ※1日のうち半日または時間を単位として取得した場合でも7日のうちの1日を使用したものとみなす	1 日, 半日 1 時間	特ボ ⑤ラ	・親族に対する支援となる活動は除く。 （6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族をいう） ・被災者、障害者、高齢者を直接支援する活動を対象とし、支援する団体の運営等間接的に支援する活動は対象とならない。 ・活動は国内に限られる。 ・「報酬」とは実費弁償、対価としての金品はもちろんボランティア切符のような将来的な見返りを期待するような場合も対象とならない。 ・イの活動については、当該施設においてボランティアを行う者と位置づけられていれば休暇の対象となる。 ・ウの「常態として日常生活を営むのに支障がある」とはその者にとって普通の状態が日常生活を営むのに支障が生じているということであり、短期間で治癒するような負傷、疾病などにより支障が生じている者に対する看護等については対象にならない。 ・在宅の障害者等を支援する活動に仲介団体の紹介により参加する場合には活動計画書の当該障害者等の実態に関する記述は省略できる。 ・1日の日程が講習等だけで、実際の活動を伴わない場合は対象とならない。（ボランティアをしている日の一部が講習の場合は対象） ・遠隔地に赴く場合、7日の範囲であれば往復の日数も休暇の対象となる。 ・休暇の承認を願い出る場合は、特別休暇簿に「<u>ボランティア活動計画書</u>」を添付しなければならない。

休暇の名称	休 暇 の 内 容	休 暇 の 期 間			取得単位	表示	参 考
結 婚 休 暇 (5 号)	職員が結婚する場合	週休日、休日、代休日を除く連続する7日の範囲内の期間			1日、半日	特結婚	・結婚式前後の常識的な期間内に取得可。(11月に結婚し、冬休みに新婚旅行のため休暇を使用してもよい。国家公務員の場合結婚式の前5日、後1か月までの期間内。)
不妊治療休暇 (5号の2)	不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精、排卵誘発法等を行う場合	一の年(1月1日～12月31日)において5日の範囲内の期間(当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合は10日)			1日、半日	特治療	・不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当と認められる場合 取得可能で、医療機関が実施する説明会への出席も認められる。 ・本人が治療を受けず、配偶者に付き添うだけの場合は対象外 ・配偶者の診断結果やその後の不妊治療の方針について医師から説明を聞く場合も認められる。
妊婦の業務軽減等休暇 (6 号)	妊娠中の女性職員について、その業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認められる期間			1日、半日	特業軽	・「母体又は胎児の健康保持に影響がある場合」とは、自己申告でなく、母子健康保健法に規定する母子健康手帳に記載された事項により判断する。
妊婦の通勤緩和休暇(7号)	妊娠中の女性職員について、通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康維持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる期間			原則勤務始・終に30分	特通緩	Q自家用車の通勤で、道路のラッシュに必要以上に時間がかかる場合にも与えられるか? AYes。バスや電車での混雑の他、自家用車も含まれ、「混雑」には道路による混雑も含まれる。
妊産婦通院休暇(8号)	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が、保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠期間	付 与 期 間		1日、半日	特通院	・それぞれ1日の正規の勤務時間の範囲内で、必要と認められる期間。
		満23週まで	4週間に1回	医師等の特別の指示があった場合は、その指示された回数	1時間		
		満24週～35週	2週間に1回				
		満36週～出産	1週間に1回				
		出産後1年まで	その間に1回				
産 前 休 暇 (9 号)	8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に産出する予定である女性職員が申し出た場合	産出の日までの申し出た期間			1日、半日	特産前	・本人の申し出により成立。 ・分娩の日は産前として取り扱う(産前休暇8週間経過しても、分娩の日までは産前休暇)。 ・本人の申し出により与えられる休暇なので、本人が申し出た時期に既に予定日の8週間前を過ぎていた場合その日からの休暇になる。
産 後 休 暇 (1 0 号)	女性職員が産出した場合	産出の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(体調が快復していないことを医師が証明すれば延長できる)			1日、半日	特産後	・届出により成立。 ・産出とは、妊娠4か月(85日)以上の分娩を指し、生産、死産、流産を問わない。(妊娠4か月＝妊娠満12週後) ・産後休暇の延長の場合承認が必要。 ・産後6週間経過後、医師が認めた場合休暇を終えることができる。 ・産後6週間経過後8週間までは、半日ずつ出勤することも可能。(ただし、その場合は代替講師は付かない。)

休暇の名称	休 暇 の 内 容	休 暇 の 期 間	取得単位	表示	参 考
育 児 休 暇 (1 1 号)	生後満1年6月に達しない子を育てるため女性職員が申し出た場合又は男性職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合	女性職員の場合は、1日2回それぞれ60分以内の申し出た期間 男性職員の場合は、1日2回それぞれ60分以内の必要と認められる期間	60分 (2時間も可)	特 育 児	・満1年6月に達しない・・・1月1日生まれであれば翌年の6月30日まで ・1日1回2時間とすることもできる。 ・育児場所との往復の時間も含まれる。 ・妻が子を育てることができる場合には、男性職員は取得することができない。(妻が育児休業、産休、無職の場合) ・夫婦合わせて2時間を限度とする。
生 理 休 暇 (1 2 号)	生理日において勤務することが著しく困難である女性職員が申し出た場合	申し出た必要な期間	1日、半日	特 生 理	
配 偶 者 出 産 休暇 (1 3 号)	職員の妻が出産する場合 (出産；妊娠4か月以上の分娩)	3日以内	1日、半日 1時間	特 配 出	・配偶者を入院、退院させる場合、出産の立ち会い、用品購入又は出生の届けを行う場合。 (届出をしないが、事実上婚姻関係と同等の事情にある者を含む)
育 児 参 加 休暇 (1 4 号)	職員の妻が出産する場合、産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)、産後8週間の間、小学校就学前の子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	左記の期間内において5日の範囲内の期間	1日、半日 1時間	特 育 参	・胎児は対象にならない。
子 の 看 護 休暇 (1 5 号)	義務教育終了までの子の負傷・疾病時の世話、疾病予防に必要な世話をする場合。	一の年(1月1日～12月31日)において5日の範囲内の期間(対象となる子が2人以上いる場合は10日)	1日、半日 1時間	特 看 護	・同居し監護している子でなければならない。 ・予防接種や健康診断を受けさせる場合も該当。
短期介護休暇 (1 6 号)	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹等の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障のある者(要介護者)の介護をするため、勤務をしないことが相当であると認められる場合	一の年(1月1日～12月31日)において5日の範囲内の期間(対象となる要介護者が2人以上いる場合は10日)	1日、半日 1時間	特 短 介	・残日数全てを使い切るときは分単位での使用ができる。 ・要介護者の介護の他に、要介護者の必要な世話(通院等の付き添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行)のためにも取得できる。
服 忌 休 暇 (1 7 号)	職員が親族の喪に服する場合	表に定める連続する日数の範囲内	1日、半日 1時間	特 服 忌	・左表の※；代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は、()内の日数。 ・左表の*；職員と生計を一にしていた場合は、()内の日数 ・左表の「父母の配偶者」；父又は母の後添い、「配偶者の子」；配偶者の連れ子、「祖父母の配偶者」；祖父母の後添い
		死 亡 し た 者	日数		
		配偶者	10日		
		父 母	7日		
		子	7日		
		祖父母	※ 3日(7日)		

休暇の名称	休 暇 の 内 容	休 暇 の 期 間		取得単位	表示	参 考
服 忌 休 暇 (1 7 号)		死 亡 し た 者	日数		特 服忌	・養子縁組をしている場合、実の父母、子等と同様に与える。(法定血族関係にある。) ・葬儀のため遠隔地に赴く必要がある場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。 ・日数計算の起算は、職員の申請に基づき承認を与えた期間の初日となる。 ・妊娠4か月以上である場合、死産の場合においても与えられる。 Q死亡した配偶者の兄弟姉妹の葬儀等に出席する場合、服忌休暇は認められるか？なお、本人は再婚している。 A生存配偶者が姻族終了の意思表示をしない限り、姻族関係は配偶者が死亡しても存続している。よって、その意思表示をしていなければ1日が与えられる。
		孫	1日			
		兄弟姉妹	3日			
		おじ又はおば ※	1日(7日)			
		父母の配偶者又は配偶者の父母 *	3日(7日)			
		子の配偶者又は配偶者の子 *	1日(7日)			
		祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 *	1日(3日)			
		兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹 *	1日(3日)			
		おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日			
祭 日 休 暇 (1 8 号)	職員が父母（継父母は除く）、配偶者及び子の追悼のため特別な行事を行い又はこれに参加する場合	1日の範囲内の期間	1日, 半日 1時間	特 祭日	・遠隔地の旅行日加算はない。 ・死後15年の祭事まで。 Q35日, 49日の法要の際も取得できるか？ A実際に法要が行われるのであれば取得できる。	
夏 季 休 暇 (1 9 号)	職員が夏季における盆等の諸行事又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合	6月から10月までの期間内における、週休日, 休日, 代休日を除いて、原則として連続する4日の範囲内の期間	1日, 半日	特 夏季	・特に必要がある場合には、1暦日毎に分割することができる。 ・週休日, 休日, 代休日をはさんでもよい。 (夏・夏・週休・週休・夏・夏) ・交代制等勤務職員のうち特に認める職員は6月から9月までの期間内	
現住居の滅失等 休 暇 (2 0 号)	地震, 水害, 火災その他の災害によりつぎのいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水, 食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき	必要と認められる期間		特 住居	・住居が損壊した場合であっても、ある程度生活できる場合は該当にならない。 ・床上浸水の場合は住居に損傷がなくても認められる。 ・これらに準ずる場合」とは、例えば地震, 水害, 火災その他の災害により単身赴任手当の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手当の支給を受けている職員がその復旧作業等を行うときをいう。	

休暇の名称	休 暇 の 内 容	休 暇 の 期 間	取得単位	表示	参 考
出勤困難休暇 (2 1 号)	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	必要と認められる期間	1 日, 半日 1 時間	特 出勤	・物理的交通遮断、ストライキ等が考えられるが、その他に出勤手段がある場合には、該当にならない。 ・伝染病予防法により交通遮断又は隔離の措置がとられ、出勤不能の時は認められる。 ・新型コロナウイルス感染症に関する場合。(別紙1, 2参照) ・(出勤後同居家族の発熱があり帰宅する場合でも取得できる。) 廃止
退勤途上の危険回避休暇 (2 2 号)	地震、水害、火災その他の災害時にいて、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間		特 退勤	

2. 学校職員の病気休暇【人事委員会規則一三一八(職員の勤務時間、休日及び休暇)第11条】

*職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合。

休暇の名称	事 由	休 暇 の 期 間	取得単位	表示	参 考
病 気 休 暇	結核性疾患で、任命権者が長期の療養又は休養を要すると認めたもの	連続する 1 8 0 日以内の期間において、医師が必要と認めた期間	1 日, 半日 1 時間	病 公病	・病気が治った後に、社会復帰のためにリハビリを受ける場合、継続可。(ただし、医師の診断書が必要。) ・6 日(週休日を含まないで)を超える場合、診断書で確認が必要。 ・1 時間単位の休暇であっても、週休日を除いて連続する 6 日を超える休暇を取得したときは、1 日を単位とした休暇として数える。 ・妊娠に起因する障害(吐き気等のつわりの症状や頭痛、腰痛等)に伴い取得する場合は医師の証明書不要。 ※休暇の期間の「連続する〇日以内の期間」 同一の負傷または疾病で複数回病気休暇を取得した場合、休暇と休暇の間の勤務期間が 6 月以内である場合、前後の休暇期間を通算する。(例;動脈硬化症で120日病気休暇取得後回復し退院、4 か月勤務後、病気が再発し、再度病気休暇取得の場合は、180-120=60 となり、60 日までしか取れない。) ただし、連続する 6 日を超える休暇のみ通算する。
	結核性疾患以外の疾病(妊娠に起因する障害を含む)又は負傷	連続する 9 0 日以内の期間*において最小限度必要と認める期間			
	高血圧症(脳卒中を含む)動脈硬化性心臓病及び悪性新生物による疾病 精神及び神経にかかる疾病並びにその他の慢性疾患のうち、任命権者が特に必要と認めるもの	連続する 1 8 0 日以内の期間*において最小限度必要と認める期間			

3. 学校職員の介護休暇【人事委員会規則一三一八(職員の勤務時間、休日及び休暇)第14条】

休暇の名称	事 由	休 暇 の 期 間	取得単位	表示	参 考
介 護 休 暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹等の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障のある者の介護をするため、勤務をしないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(指定期間)内において必要と認められる期間 初めて休暇を請求するときは2週間以上の期間について一括して請求すること 介護欠勤 6月後も引き続き介護が必要な場合で、やむを得ず介護のために欠勤した場合、週休日・休日を除いて30日までの期間は分限処分及び懲戒処分はされない。 共済組合から60%〔休業手当金〕相当の給付あり。	1 日 1 時間	介	- 時間単位で取得する場合、勤務開始時刻から連続して、又は勤務終了時刻まで連続して4時間以内。 - 無給休暇。(開始から3月の期間は、共済組合から〔介護休業手当金〕、教職員互助会から〔介護給付金〕の給付(合計で60%相当)あり。それ以降は共済組合から〔休業手当金〕の給付(60%相当)あり。) - 給与の減額(無給休暇のため)勤務しない1時間につき、次の額を減額 $\text{勤務しない1時間} \times \frac{(\text{給料月額} + \text{地域手当}) \times 12}{1 \text{ 週間あたりの勤務時間} \times 52}$ - 週休日と休日を除いた休暇日数が30日を超えると、勤勉手当の勤務期間が全期間分除算される。 Q老齢とは？ A具体的な年齢は想定していないが、歩行等の移動、排泄、衣服の着脱、入浴、食事等で介助が必要な場合が考えられる。 Q日常生活を営むのに支障があるとは？ A一人で生活する上で何らかの困難があり、誰かの手助けが必要である状態をいう。 Q介護休暇取得の判断基準は？ A現実に他の者が介護している等、職員自身が介護を行わなければならない事情が認められない場合は承認すべきではないが、例えば専業主婦がいるなど介護しうる者が他にいるからといって休暇を認めないといけない。実際の必要性により判断する。

3-2. 学校職員の介護時間【人事委員会規則一三一八(職員の勤務時間、休日及び休暇)第14条の3】

休暇の名称	事 由	休 暇 の 期 間	取得単位	表示	参 考
介 護 時 間	(介護休暇と同じ) 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹等の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障のある者の介護をするため、勤務をしないことが相当であると認められる場合	要介護者の各々が、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間 初めて休暇を請求するときは2週間以上の期間について一括して請求すること	1 日 3 0 分	介時	- 無給休暇 - 給与の減額は、介護休暇と同じ - 介護を行う職員が請求した場合、原則として時間外勤務はしてはならない。

4. 学校職員の年次休暇【人事委員会規則一三一八(職員の勤務時間、休日及び休暇)第8～10条】

休暇の名称	休 暇 の 内 容	休 暇 の 期 間	取得単位	表示	参 考
年 次 休 暇	年間20日与えられる取得理由不要の休暇 (1月に在職していない職員は採用月により日数変動)	・残日数がなくなるまで	1日, 半日 1時間	年休 半休 時休	「半休」は午前と午後の勤務時間の差が1時間以内の場合に使用可。 「時休」は、分単位の端数は切り上げる。 - 休憩時間は含まない。 - 校長の5日以上のは教育長へ届出必要。 - 翌年への繰り越しあり。(12月末現在で残った分のうち20日を限度として、翌年へ繰り越す。) - 講師は任用期間により日数が決まる。(20×任用月数÷12)…任用月数が1月末満の月は1月とする。端数四捨五入。
年 次 休 暇	上記の他に 「再任用短時間勤務職員」と 「非常勤職員」にも与えられる。 内容については人事委員会規則13-8(職員の勤務時間、休日及び休暇)参照				

5. 週休日、代休等【人事委員会規則一三一八(職員の勤務時間、休日及び休暇)第2, 3, 5, 7条】

名 称	内 容	期 間	単 位	表示	参 考
週 休 日	日曜日 土曜日			日 土	- 給料の支払われない(支払い対象となっていない)日。 - 再任用職員が月～金の間に週休日を設定したときはその日も含む。その場合の表示は(週休)。
週休日の振替	週休日を振り替えた場合		1日	振替	- 振り替えできるのは勤務を要する日の前4週間、後8週間の範囲内。(教員は特例として振替勤務直後の長期休業までの範囲内) - 振替休日とした日を再度振り替えることはできない。(必要な場合最初の振り替えを取り消し、振り替えし直す。)
4時間の勤務時間の割振変更	4時間の勤務時間の割り振りを変更した場合		4時間	振替と出勤印	4時間の勤務時間振替は始業時刻から連続、又は終業時刻まで連続する4時間でなければならない。(校務の運営上特に必要があると認められる場合はこの限りでない。)
時間外勤務代休時間	時間外勤務等が月60時間を超えた時に指定できる		1日	代時	学校勤務者は該当することはないと思われる。
休 日	祝日、年末・年始休日(12/29～31, 1/2～3)		1日	休	休日と週休日が重なったときは週休日が優先。
休日代休	祝日、年末年始休日に勤務時間の全部を割り振りした場合		1日	代休	- 代休は出勤日とする日より前には取得できない。 - 代休日を取得できるのは勤務日の後8週間の範囲内。 - 代休は希望しないこともできる。 - そもそも歯止め4項目(職員会議、学校行事、実習、災害時)以外の用務で出勤を命ずることはできないので、用務内容に注意が必要。

6. 職務に専念する義務の免除【職務に専念する義務の特例（県人事委員会規則一二一一）、※むつ市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程第15条】

該 当 項 目
1) 研修を受ける場合
2) 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合
3) その他人事委員会が定める場合
社会教育主事講習会受講 ・ 厚生会主催の研修旅行参加
特別職として職を兼ねその職に属する事務を行う場合
職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ねその職に属する事務を行う場合
地方公務員法第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合
地方公務員法第49条の2の規定による不服申立て（審査請求又は異議申立て）をし、及びその審理に出頭する場合
地方公務員法第55条第11項の規定による不満を表明し又は意見を申し出る場合
県行政の運営上特に必要と認められる他の地位に属する事務を行う場合
休職その他これに類するものとしての勤務しないことについて特に認める規定による場合

承 認 例	期 間	単 位	表示	参 考
大学通信教育面接授業（スクーリング）期間 （事務提要P. 379）	30日以内 休日、週休日 は含まない	1 日	⑧ 教員 ⑨ 教員 以外	・ 往復に要する日数は期間に含む ・ 教員（教諭、臨時講師）は職専免研修（承認研修、教特法22-2）、職員（事務職員等）は職専免特例規則2-8扱いとなる
免許状更新講習期間 （事務提要P. 377・3）	必要と認めら れる期間	1 日	⑩ 研	・ 往復に要する日数は期間に含む ・ 教員（教諭、臨時講師）は職専免研修（職専免特例条例2-1）、職員（事務職員等）は職務に関連性のあるものと言えないため認められない。
免許法認定講習期間	必要と認めら れる期間	1 日		・ 往復に要する日数は期間に含む ・ 教員（教諭、臨時講師）は職専免研修（承認研修、教特法22-2）扱い、職員（事務職員等）は職務に関連性のあるものと言えないため認められない。
教育厚生会等の理事会等に理事等として出席する場合 （事務提要P. 391・2）	必要と認めら れる期間		⑪ 免	・ 教育厚生会の理事会又は評議員会に理事又は評議員として出席する場合
各種競技大会等に参加する場合 （事務提要P. 381, 391・3）	必要と認めら れる期間			・ 国民体育大会（県及び東北地区予選会並びにリハーサル大会を含む） ・ 市町村対抗県民体育大会 …上記2つは役員、監督、コーチ、マネージャー、選手に限る ・ 日本各競技種目別競技団体又は東北各競技種目別競技団体が主催する全国的競技大会又は東北地区大会、青森県各競技種目別競技団体が主催する県大会(国体の種目のあるものに限る。リハーサル大会を含む。) …役員のみ

※「むつ市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程第15条」は、むつ市以外では「各町村立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程」や、「各町村立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」で確認すること。

承 認 例	期 間	単 位	表示	参 考
各種競技大会等に参加する場合	必要と認められる期間		免	・体育協会又は各競技団体の会長等からの委嘱を受けて参加する役員及びスポーツ指導者の養成又は資質向上のための講習会及び研修会 …講師，受講者 *選手強化合宿等に参加する職員については，この取扱は認められない。 *「役員」とは，大会役員及び競技役員をいい，審判員，記録員及び競技用具等の準備等の業務に従事する者を含む。
県民駅伝競走大会に参加する場合（事務提要P. 384）				・職員が役員，監督，マネージャー，選手の地位で参加する場合
家族等の看護に係る場合（事務提要P. 387）	1月1日から12月31日までの間に3日以内	1日，半日 1時間		・職員の家族等が疾病又は負傷により看護を必要とし，かつ，職員以外に看護する者がいない場合において，職員から願出があった場合 *「家族等」ア．配偶者イ．一親等の血族及び姻族（中学校就学の始期に達するまでの子を除く） ウ．同居の二親等の血族及び姻族 ・時間単位で取得した場合7時間45分を1日と換算する。
職員の福利厚生事業に参加する場合（事務提要P. 385）	必要と認められる期間	1日，半日 1時間		・地方公務員法第42条の規定に基づく厚生事業 ・学校保健法に基づく健康診断 ・共済組合関係各ドック・検診〔第2次検診を含む〕，特定健康検査，特定保健指導 ・協会けんぽが実施する生活習慣病予防検診，特定健康診査，特定保健指導（臨時職員対象） ・親子スポーツ教室
国際協力事業団が国の委託を受けて行う専門家派遣事業に参加する場合（事務提要P. 382）	海外派遣期間及び派遣前研修期間			
総理府の「青年の船」へ参加する場合（事務提要P. 382）	参加期間及び事前研修期間			
県の青年の船事業に一般団員として参加する場合（事務提要P. 382）	参加期間及び事前研修・事後研修			
県が実施する青年海外派遣事業に一般団員として参加する場合				

7. 休 職 等

名 称	内 容	期 間	単 位	表示	参 考
専 従	任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもつばら従事する場合	在職期間中合計で5年以内	1 日	専	
休 職	①公務災害	①～必要な期間	1 日	公休	
	②結核性疾患、③心身の故障、④刑事事件により起訴され休職を命じられた、⑤水難、火災等の災害で生死・所在不明	②③⑤～3年以内 ④～起訴、裁判期間内		休職	
海 外 派 遣	海外派遣をする場合			派遣	
育 児 休 業	育児休業をする場合	子どもが満3歳に達する日（誕生日の前日）までの希望する期間。	1 日	育休	・ 臨時職員は該当にならない
部 分 休 業	時間単位で育児休業をする場合	小学校就学の始期に達するまでの期間	3 0 分	部休	・ 部分休業は1日を通じて2時間以内
修学部分休業	教育施設における修学をする場合	2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部（1週間の勤務時間の1/2以内）	5 分	修部休	・ 休業時間分は無給 ・ 修学に係る教育施設を退学・休学したり、授業を頻繁に欠席したときは休業を取り消す
高 齢 者 部 分 休 業	定年退職に近い職員が、勤務時間の一部について休業をする場合	定年退職日の5年前から定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部（1週間の勤務時間の1/2以内）	5 分	齢部休	・ 休業時間分は無給
大 学 院 修 学 休 業	小学校等の教諭・養護教諭・講師が大学院の課程若しくは専攻科の課程に在学してその課程を履修するための休業	3年を超えない期間	1 年	院休	・ 無給 ・ 詳細は教育公務員特例法第26条の1参照
自 己 啓 発 等 休 業	大学等課程の履修・国際貢献活動をするための休業	3年を超えない期間	1 日	自啓休	・ 無給
配 偶 者 同 行 休 業	外国で勤務（日本人学校等）することになった配偶者と同居する場合	3年を超えない期間	1 日	配偶休	・ 無給 ・ 6か月以上継続する見込みであること。 ・ 対象となる配偶者の事由 1. 外国で勤務 2. 外国で事業経営 3. 外国で芸術上の活動等をする 4. 外国の大学修学

名 称	内 容	期 間	単 位	表示	参 考
停 職	懲戒処分の停職を受けた場合			◎ 停	・ 無給
欠 勤	休暇の手続きをしないで休んだ場合			◎ 欠	・ 減給対象
遅 参	休暇を取っていないのに遅刻した場合			◎ 遅	・ 減給対象
早 退	休暇を取らずに早退した場合			◎ 早	・ 減給対象

○ 7. 休職等の根拠法令

専 従・・・地方公務員法第55条の2

休 職・・・地方公務員法第28条

海 外 派 遣・・・県 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

育 児 休 業・・・地方公務員の育児休業等に関する法律，県 職員の育児休業等に関する条例

部 分 休 業・・・同上

修学部分休業・・・地方公務員法第26条の2，県 職員の修学部分休業に関する条例，

高齢者部分休業・・・地方公務員法第26条の3，県 職員の高齢者部分休業に関する条例

大学院修学休業・・・教育公務員特例法第26条，県教委 大学院修学休業に関する規則

自己啓発等休業・・・地方公務員法第26条の5，県教委 学校職員の自己啓発等休業に関する規則

配偶者同行休業・・・地方公務員法第26条の5，県教委 学校職員の配偶者同行休業に関する規則

停 職・・・地方公務員法第29条

欠 勤・・・地方公務員法第29条

遅 参・・・地方公務員法第29条

早 退・・・地方公務員法第29条